ソーシャルワーク実践・教育・研究の統合化

－コンピテンシー・ベイスドの教育・訓練へ－

北島英治

ソーシャルワーク研究会

はじめに

最初に、我が国のソーシャルワーク実践・教育・研究の現状を俯瞰しておきます。我が国には、「国家資格名」として「社会福祉士」や「精神保健福祉士」があります。その「国家資格」を得るための「国家試験」の「受験資格」を取得するための「養成校」があります。その養成校が、「精神保健福祉士」や「精神保健福祉士」の「国家資格」を出しているのではなくて、「国家試験」に受かり、その「資格」であるライセンスを取得するための、その「受験資格」を得るための「養成校」があるのです。我が国では、その「養成校」を、専門学校、大学、大学院、通信教育学校等が担っています。（資料１，２）

資料１．**日本における社会福祉・ソーシャルワーク教育・研究の鳥瞰図（２０１６年６月版）日本社会福祉教育学校連盟**
資料２．**『社会福祉学習双書』編集委員会、全国社会福祉協議会、２００９年**

次に、北米で発展してきた専門性（profession）であり、専門職（professional）である「ソーシャルワーク（social work)」と「ソーシャルワーカー（social worker)」について、その歴史を踏まえて、その「教育・訓練」がどのように発展し、現在、活動しているかを整理しておきます。（資料３，４，５，６）

資料３．**ソーシャルワーカー専門職養成・教育－アメリカ合衆国ソーシャルワーク学部・大学院教育を中心に－**
資料４．**全米ソーシャルワーク教育学校協議会の「教育方針」と「認可基準」（日本語訳）**
資料５．**ブレンダ・デュボワ／カーラ・マイリー著『ソーシャルワーク』（監訳者原稿から）**
資料６．**Educational Policy and Accreditation Standards（一部）**

１．我が国と北米の「ソーシャルワーク教育・訓練の比較

１)「コンピテンシー・ベイスドの教育・訓練」とはなにか？

「ソーシャルワーカー教育・訓練」の中において、「コンピテンシー」ということがソーシャルワークの中に導入され、そして、その言葉が大きな意味を持っているかを話してみます。そこで、ここでのテーマは「コンピテンシー・ベイスド（competency-based）のソーシャルワーカー教育・訓練」、そして、サブタイトルとして、「エデュケーショナル・ポリシィとアクレディテーション基準：全米ソーシャルワーク教育学校協議会（Educational Policy and Accreditation Standards：C.S.W.E.） を振り返る」です。

「コンピテンシー（Competency,専門的力量)」を考えるときに「ソーシャルワーク教育・訓練」の中で重要だということです。ここで話すのは、「ソーシャルワーカー、特に教育・訓練」の中において、「コンピテンシー」、あるいは「コンピテンシー・ベイスド」と言われているものが、どういうように現在、重要な意味を持つかということです。

２）我が国の社会福祉士国家資格試験の受験資格取得のための学校

日本の中でのソーシャルワーカーだけではなく、「ソーシャルワーク教育・研究」について考えてみます。つまり、日本の中において「ソーシャルワーク教育・研究」の中においての、特に「カリキュラム」のことです。日本では、「社会福祉士」、あるいは「精神保健福祉士」の「受験資格」を取得するための学校があり、その受験する「科目名」が決められています。それらは、制度中心、知識中心としたものになっています。これが後から話す「コンピテンス・ベイスド」との違いになります。

だたし、ここで気をつけなければならないのは、日本の方が良いとか、アメリカのほうが良いとか、どちらが悪いとかいうことをここで議論しようとは思いません。ここはレビュー（振り返り)、つまり、よく「文献検索」と言いますが、Reference review をしておこうということです。研究会ですので、アカデミックに文献にのっとって、「コンピテンシー・ベイスド（competency-based）のソーシャルワーカー教育・訓練」を整理しておきます。

３）北米ソーシャルワーク教育訓練のスクール・オブ・ソーシャルワーク

我が国との比較のために、今回は「ソーシャルワーク専門職養成教育」に焦点化します。その比較のためにアメリカ合衆国の「ソーシャルワーク学部・大学院教育」を中心に、「ソーシャルワーク教育、養成」としての「スクール・オブ・ソーシャルワーク（大学院)」における、その中においての学部・大学

院教育、実習教育も含めてですが、それがどういうものなのかを、最初に整理しておきます。

「ソーシャルワーカー専門職養成・教育」というのは、「全米ソーシャルワーク教育学校協議会（Council on Social Work Education)」というものが、「Educational Policy」、つまり、「Educational Policy and Accreditation Standards」とともに、「Council on Social Work Education (C.S.W.E.)」があります。「ソーシャルワーク教育・訓練」において「コンピテンシー・ベイスド」とは何かが、定義してあります。それと同時に、その教育・訓練システムについて事細かく書かれています。「スクール・オブ・ソーシャルワーク教育・訓練」はどうあるべきか、あるいは、その大学院教育としての修士号（M．S．W.）と博士号（D．S．W.，　Ph．D.）はどう設置すべきであるか、その「認可」はどのようになされるか、事細かく決めてあります。これを「accreditation」といいます。「認定基準」です。

次に、アメリカでは具体的に大学、学部、大学院でどういうような形で教えられているかを示す時に示すひとつの例として、学部ないし大学院でながく、そして広く使われてきた“教科書”があります。“教科書”と言っても、日本でいう意味とは違います。いわゆる、大学、あるいは大学院で大学の先生方が、自分のクラスで使ってきた“学術書”です。日本の中でいう国家資格の受験のための“教科書”とはちがいます。北米のソーシャルワークの教員がクラスで使ってきた「コンピテンシー・ベイスドに基づいて書かれた学術書」です。

その本は、「コンピテンシー・ベースド・コア・カリキュラム」の「10 項目」に基づいて書かれています。その「10 項目」にかんして、どの項目にあたる内容が、、その本の中のどこに書いてあるか、きめ細かく、最初に表として示してあります。北米の中においてのソーシャルワーカー教育・研究に伴って、特に教育の中に伴っての「コンピテンシー・ベイスド・ソーシャルワーク教育・訓練」とは何か。そして、それを具体化させるときにはどういう形で何をどういうように教えると良いかということが細かく理解できるようになっています。

２．なぜ「コンピテンス・ベースド（Competence-based)」なのか？

１）全米ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」の中の「価値」である「コンピテンス」

なぜソーシャルワーク、あるいは「ソーシャルワーク教育・訓練」におい

て、「**コンピテンシー・ベイスド (Competence-based)**」であるといわれるようになった、その起源をおさえておきましょう。その起源をたどれば、ここから始まったということがわかります。これさえわかれば「**コンピテンシー・ベイスド**」とはなにか。これがあるから始まったということを理解することができます。

これは何かというと、こういうことです。ソーシャルワーカーという「プロフェッション」、あるいは「プロフェッショナル」な団体である「全米ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers(N.A.S.W.)」です。ソーシャルワーカーの専門職団体が持っている「全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領 (Code of Ethics)」の中の「価値 Value」の一つである「**コンピテンス (Competence)**」に、その起源があります。

2)「コンピテンス (専門的力量)」とは何か？

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」には構造があって、「Values (価値)」、「Principle (原則)」、そして、「Standard (基準)」から構成されています。そして「Conduct (行動基準)」から構成されています。その最初に出てくるのが「Value (価値)」です。「人間の尊厳と価値 (Human Dignity and Worth)」、「社会正義 (Social Justice)」、「貢献 (Service)」。「誠実 (Integrity)」、「**専門的力量 (Competence)**」、「人間関係の重視 (The Importance of Human Relationship)」です。

「全米ソーシャルワーカー協会」の場合は、「貢献」と訳される「サービス」が最初にきます。そして、我が国の「(新) 倫理綱領」の中には明記されていませんが、「Principle」と「Standard」の中には「(新) 倫理綱領」の中にも残ってます。、「貢献 (Service)」、「誠実 (Integrity)」、「**専門的力量 (Competence)**」は「手段的価値」といいます。ここでいうと、「人間の尊厳と価値」と「社会正義」が「基本的価値」になります。これを「普遍的価値」とも言います。それから「貢献」と「**専門的力量**」、「人間関係の重視」は「手段的価値」で、プロフェッショナルとして「価値」をいいます。

そこで、3、4、5、6は「professional values」になります。1、2は「Principle」、つまり、「人間の尊厳」という「価値」は「普遍的価値」で、ソーシャルワーカーの価値だけのものとは限りません。「社会正義」もそうです。ところが3、4、5、6はソーシャルワーカーの「プロとしてアイデンティティ」を確立する時に持たなければならない「手段的価値」です。これが「貢献」、「誠実」、「**専門的力量**」、「人間関係の重視」です。

我が国の場合、「人間の尊厳」と「社会正義」となっています。ここでは、「(旧) 倫理綱領」を示していますので、この最後、この3つ、「貢献」と「誠

実」と「**専門的力量**」は、「(新) 倫理綱領」には、「価値 Values」については書いてなくて、実際には「Principle」、つまり「価値」を説明した、「基準 Standard」も含めて、この「貢献」と「誠実」、「**専門的力量**」を意味する文章として入っています。

「(旧) 倫理綱領」の中の「**Competence**」、日本語では「**専門的力量**」と訳します。だから「Social Work Professional Identity」というものの中において、北米のソーシャルワーカーたちは、特にここでいう「アメリカのソーシャルワーカー協会」が、教育と訓練の中で、特に「**コンピテンシー・ベイスド**」が必要だと考えられています。ソーシャルワークの中においての「**コンピテンシー・ベイスド**」は、この言葉を起源として始まったのです。

3)「コンピテンス・ベイスド」のソーシャルワーク教育・訓練の開始

「わたしはプロだよ、プロフェショナルです」という時に、たとえば、医師です、看護師です、あるいは弁護士ですと言えるのはなぜかというと、ここにある「Professional Identity」の中に、この「**専門的力量**」をベースにして訓練を受けました、教育を受けましたと言えることです。北米の場合は、これは「学位」として、「Bachelor of Social Work (B. S. W)」、あるいは「Master of Social Work (M. S. W.)」、あるいは「Doctor of Social Work (B. S. W.)」、あるいは「Ph.D.」を取得することを意味します。

そして、「全米ソーシャルワーク教育学校協議会 (Council on Social Work Education)」が、この「学位」を取得するために、「**専門的力量 (competence)**」をベースとする、つまり、「**コンピテンス・ベイスド**」の「コア・カリキュラム」という形で提示しているのです。その「コア・カリキュラム (curriculum)」である１０項目が、「Educational Policy」の中に書いてあるのです。

ここで注意することは、英語の「カリキュラム (curriculum)」とは、我が国でいう「科目名」を意味していません。ましてや、「教科書」や受験のための「科目名称」ではないのです。それは、「ガイドライン」のような、１０項目からなる説明文を意味します。特に重要なものとして、「Educational Policy」の中に１０項目の説明文として提示してあるのです。「ソーシャルワークの教育・訓練」に、この「**専門的力量**」をベースにするかというと、これは「ソーシャルワーカーのプロフェショナル・アイデンティティ」に関わるからです。北米では「コンピテンス・ベイスド」の「ソーシャルワーク教育・訓練」なしに「ソーシャルワーカー (プロフェッショナル)」は有り得ないのです。

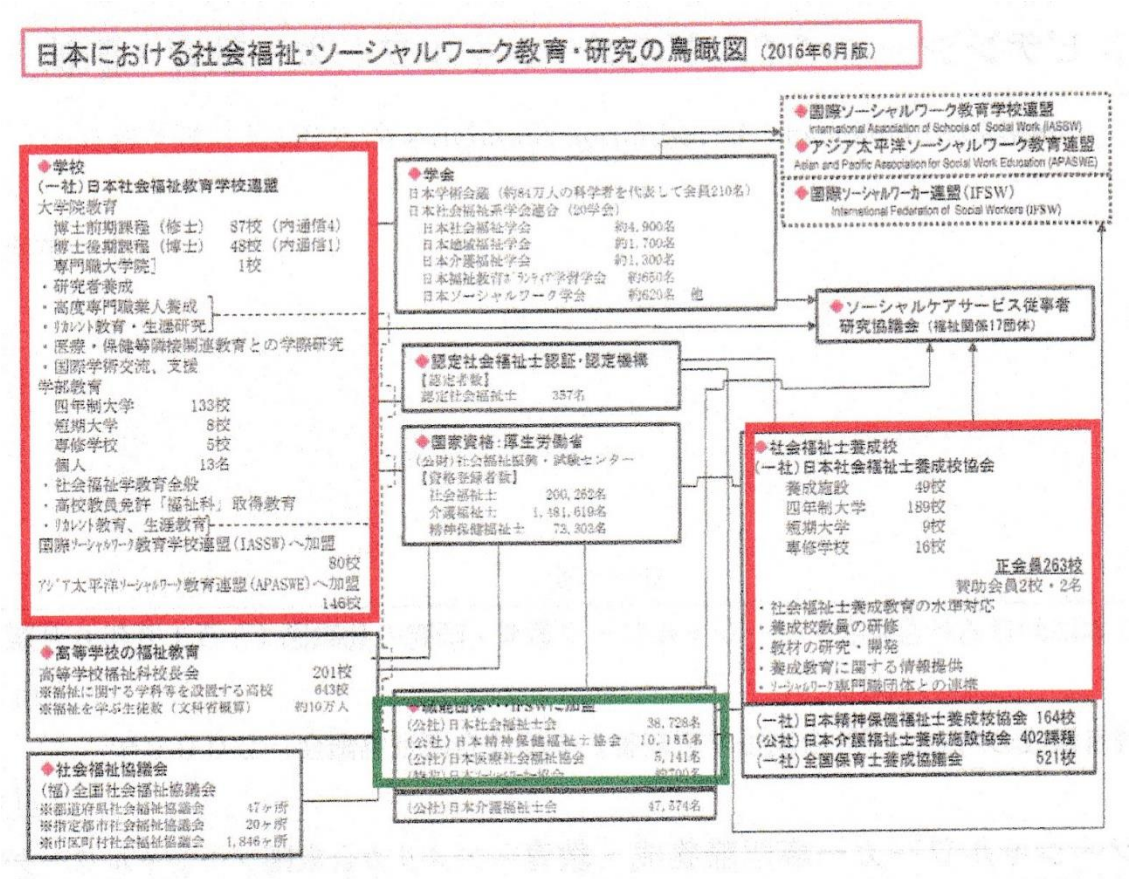
以上のことを、章末に添付してある資料に基づいて、以下により詳しく説

明します。

３．我が国の社会福祉士国家資格試験の受験資格取得のための教育

（資料１の説明）

１番最初に戻って、我が国の場合を見てみましょう。日本における教育の鳥瞰図があります。今はもうなくなったのですが、「日本社会福祉教育学校連盟」、2016 年 6 月にこの鳥瞰図を出しています。



2016 年時点においてのレビューです。左上の括弧の中です。教育において、日本の場合は「日本社会福祉教育学校連盟」というものと、それから右の括弧、「社会福祉養成校」があります。これが「社会福祉士」等の「国家資格」の試験を受けるための「受験資格」を取得する「養成校」です。大学の場合はいわゆる一般大学です。その中には学部と大学院があります。左上の括弧の中です。その中には学部生、4 年生大学がその頃、133 校。短期大学が 8 校。専修学校が 5 校でした。大学院は博士課程、前期課程が修士です。これは 87 校。後期課程が 48 校。専門職大学院が 1 校。その後に国家資格が出来上がっ

た時に「養成校」として立ち上がってくる教育機関があります。これが右の括弧の中です。「養成施設」として 49 校。4 年制大学が 189 校。短期大学が 9 校。専修学校が 16 校。

その当時にあった専門職団体の組織が、真ん中の下にある括弧の中に書いてあります。、「日本社会福祉士会」38,728 名。「日本精神保健福祉士協会」、これが 10,185 名。「日本医療社会事業協会」、5,141 名、等々です。「日本ソーシャルワーカー協会」が 700 名ということでした。他には日本の場合は、関連の「学会」というのがあります。この 1 番上の括弧の中に「日本福祉学会」、「地域福祉学会」等々が書いてあります。「日本ソーシャルワーク学会」も書いてあります。「養成校」が右括弧の中です。「養成校」が 49 校、「4 年制大学」が 189 校、「短期大学」。この中で、日本独特ですが、「国家資格（ライセンス)」で「専門性」を決めるといったところが、その専門性を「学位」で決めるアメリカと違うことを後から示します。

（資料２の説明）

次の資料を見ましょう。「国家資格」を取得するための「受験資格」を取得するための、いわゆる「教科書」と言われた「科目（名称)」です。アメリカではこういった受験のための「一般的教科書」はないからです。なぜかというと、権威づけたり、知識の標準化をすることをしないのです。それを「過去問」として出版することはアメリカではありえないことです。日本のような「教科書」と称して、専門知識を標準化したり、権威づけたり、「受験科目」として、その「科目名称」を指定することはありえないのです。そして、その「科目構成」をどこかで、だれかが決めるということはないのです。教員の「教育の自由」と「研究の自由」が徹底しているからです。

我が国では、なぜそうなっているかというと、「国家資格」にかかわるからです。だからそういう形で「(受験) 科目名称」を決めなくてはいけなかった。このようなことをアメリカですると、大変なことになります。けれども、日本の場合は「科目名称」を上から決めてくるということはあるのですが、日本はかえって、そのようにするほうが良かったのかもしれません。ただし、それが行き過ぎると「過去問」だとか、あるいは、知識の一般化や権威づけが行われ、さらなる発展が失われてしまうかもしれません。

もう一度、資料にもどってみましょう。1 番右側がいわゆるこの最初から始まった「科目名称」です。見るとわかるように、「福祉六法」や「社会保障制度」が基本になっていることがわかります。つまり何かというと、「プロフェッショナル・サービス」というより、「行政サービス」として、「ソーシャルワーク (social work)」というより、「社会福祉 (social welfare)」が考えられ

たからです。以前には、「社会福祉原論」を最初に学ばなければなりませんでした。



初めは「主事資格」から始まっているわけです。「任用資格」として始まって、それから「国家資格」ができたのです。、そうすると、その教育の内容は、「福祉六法」等を教えることになります。そこで、妙なことが起こっていくことになります。たとえば、医療という専門職（プロフェショナル）の養成だったはずが、医療制度を習って医者は「プロフェッショナル・サービス」行っているわけではないのですが、「プロフェッショナル・サービス」である「ソーシャルワーカー」が、「福祉六法」に関する「制度」を習うことになっているのです。その教育は、知識中心、制度中心、福祉六法中心ということが日本教育の特徴であるし、その傾向が現在まで続いているといえるでしょう。

その中で「ソーシャルワーク」は、以前には「社会事業」と訳されています。「社会福祉」と訳してあるものもあります。「ソーシャルワーク（social work)」に関連した言葉を、以前の「科目名称」を決めるために、最初に「制度論」と「技術論」の二つに大きく分けて、その中において、この資料においては、この9巻と10巻のように、「社会福祉援助技術」という「科目名称」がつけられています。そうすると漢字そのものが独り歩きを始めまるのです。この「社会」で「福祉」で「援助」の「技術」だという形で理解されて、この漢字が独り歩きをし、その後「相談援助」と改定されした。現在では「ソーシャルワーク」という名称になりました。資料に見るように、この8巻は、「社会福祉援助技術論」というものが「援助技術各論Ⅰ、各論Ⅱ」という形、あるいは「Ⅲ、Ⅳ」という形になって、それが今度は「相談援助の基盤と専門職」となり、それから「相談援助の理論と方法」に変わり、現在は「ソーシャルワークの基盤と専門職」と「ソーシャルワーク理論と方法」という形になったという経緯があります。

４．北米の「コンピテンス・ベイスド」のソーシャルワーク教育・訓練

１）なぜ「コンピテンス」なのか？

北米はどういう形で始まったのか。全く違う視点から始まっています。「プロフェッショナル・バリュー（professional value)」ということが先にきます。そして、その中の「プロフェショナル・サービス（Professional Service)」としての「サービス」、これが「全米ソーシャルワーカー協会」の「倫理綱領」の最初にきます。日本語では「サービス」は「貢献」と訳されているので、違う意味に取られてしまうことがあります。その日本語を「Professional Service」を意味すると理解する必要があるのです。そして、その「プロフェッショナル」として、何が重要かというと、「コンピテンシー・ベイスド」の「教育訓練」を受けるということになります。先に示した我が国の「科目」である第8巻、「社会福祉援助技術論」という「技術論」として最初に導入されましたが、やはり知識中心でしたので、「講義」科目が多く、以前は「実習」科目は入っていませんでしたし、学生参加型の「演習」科目も時間数は少ないものでした。

では、北米ではどうなってるのでしょうか。いいとか悪いとかいってるわけではなくて、そこがわからないと、「**コンピテンシー・ベイスド**」ということがわからないかもしれません。

全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領の項目

Ⅰ．前文 （Preamble）
Ⅱ．目的（Purpose of the NASW Code of Ethics）
Ⅲ．価値（Values）と倫理原則（Ethical Principles） 1. サービス（Service） 2. 社会正義（Social Justice） 3. 人の尊厳と価値（Dignity and Worth of the Person） 4. 人間関係の重要性（Importance of Human Relationships） 5. 誠実（Integrity） 6. 専門的力量（Competence）

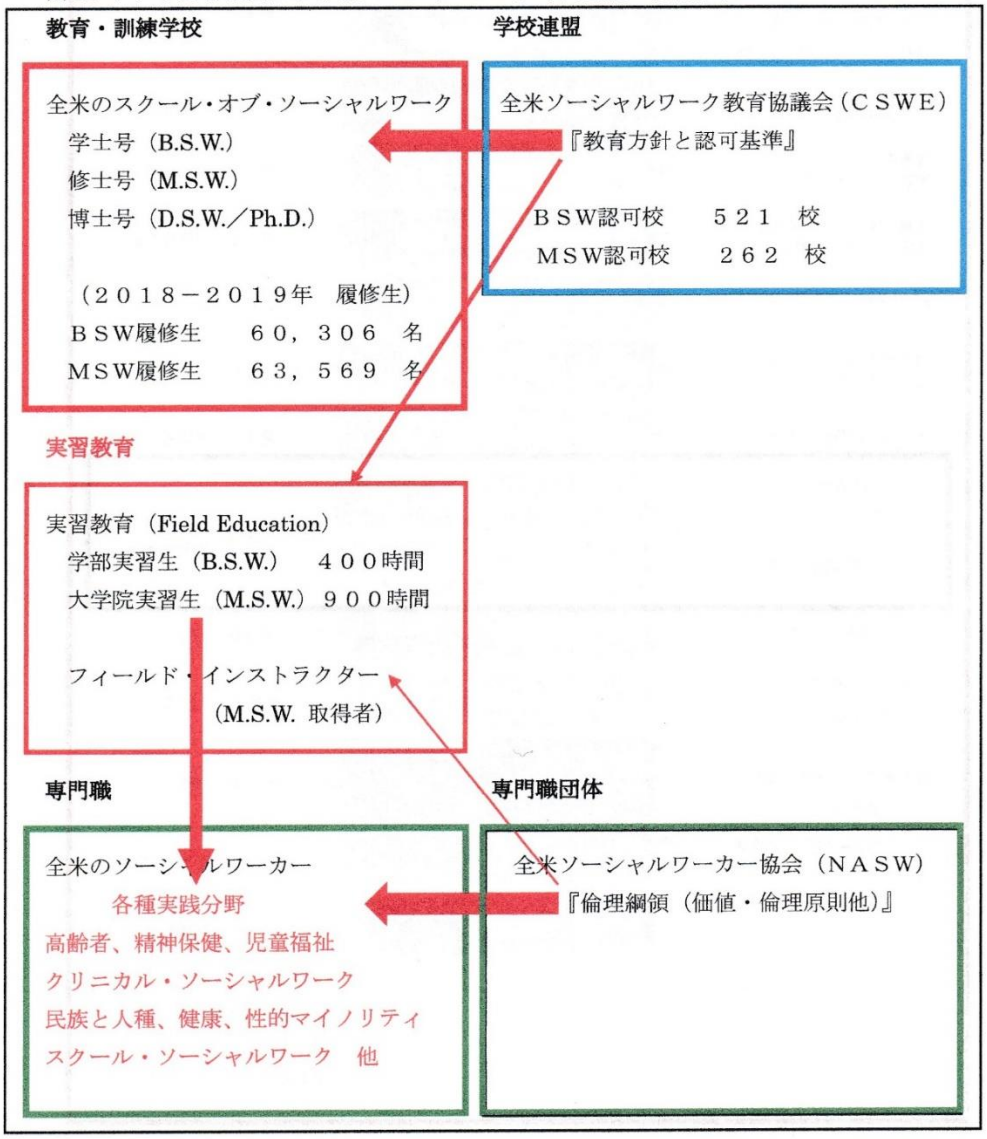
全米ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」の中の「価値（value)」のひとつである「**コンピテンス**（competence)」、日本語では「専門的力量」と訳されています。そして、この意味は「Professional Identity」と深く関連しているのです。

２）（資料３の説明)「ソーシャルワーク教育・訓練学校（School of Social Work)」と「ソーシャルワーク教育学校連盟（Council on Social Work Education(C.S.W.E.)))」

アメリカの場合のソーシャルワーカー「専門職養成教育」は、「スクール・オブ・ソーシャルワーク（School of Social work)」で行われます。それは「ソーシャルワーク大学院教育」を中心に教育・訓練がおこなわれます。現代では、「学部教育」も加わってきています。この資料は、その「ソーシャルワーク教育・訓練」の総合的関わりを図式化したものです。「教育・訓練学校」、「学校連盟」、「実習教育」、「専門職」、「専門職団体」が明記してあり、それらの関連が示されています。

「教育訓練学校」とは、「スクール・オブ・ソーシャルワーク」です。ほとんどが「大学院」です。今、「学部」も増えてきています。2018 年から 2019 年だと、「BSW」、「学部」が 521 校。から「大学院」が 262 校。そして、その 2018 年から 2019 年にそこで登録している学生たち、学部生が 60,306 名。「大学院」が 63,569 名となっています。

図１．アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク専門養成・教育体系



日本の場合は、ここに「養成校」という形で後から出来上がっていきます。日本の中でも、「学士号コース」、「修士号コース」は「社会福祉学科」の中での「養成校」として、「国家資格」を受験する、その「受験資格」を取得するための「科目」が、教えられてきました。

２）（資料４、資料６の説明）「教育方針」と「認可基準」。「Educational Policy」 and 「Accreditation Standards」

では、アメリカはどういうように決めたかというと、この「全米ソーシャルワーカー協議会」が権威を持っています。この中において、「教育方針」と「認可基準」（「Educational Policy」 and 「Accreditation Standards」）というものが決められています。

ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）

教育方針と認可基準（EPAS）

（２００８年承認、２０１０年３月改訂）

目的：ソーシャルワーク実践と教育に関する教育方針と認可基準

ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）は、学部（ソーシャルワーク学士号、B.S.W.）と大学院（ソーシャルワーク修士号、M.S.W.）を認可するため、以下の教育方針と認可基準（EPAS）を用いる。（以下省略）

[教育方針]

１．教育の使命と目標

教育方針１．０－使命と目標

各学校のかかげるソーシャルワーク教育プログラムの使命と目標は、専門性（profession）の修得を目的とすること、専門価値（professional values）（教育方針１．１）を基盤とすることを明記し、その地域の教育プログラム背景（Program Context）（教育方針１．２）を反映したものである。

教育方針１．１－価値

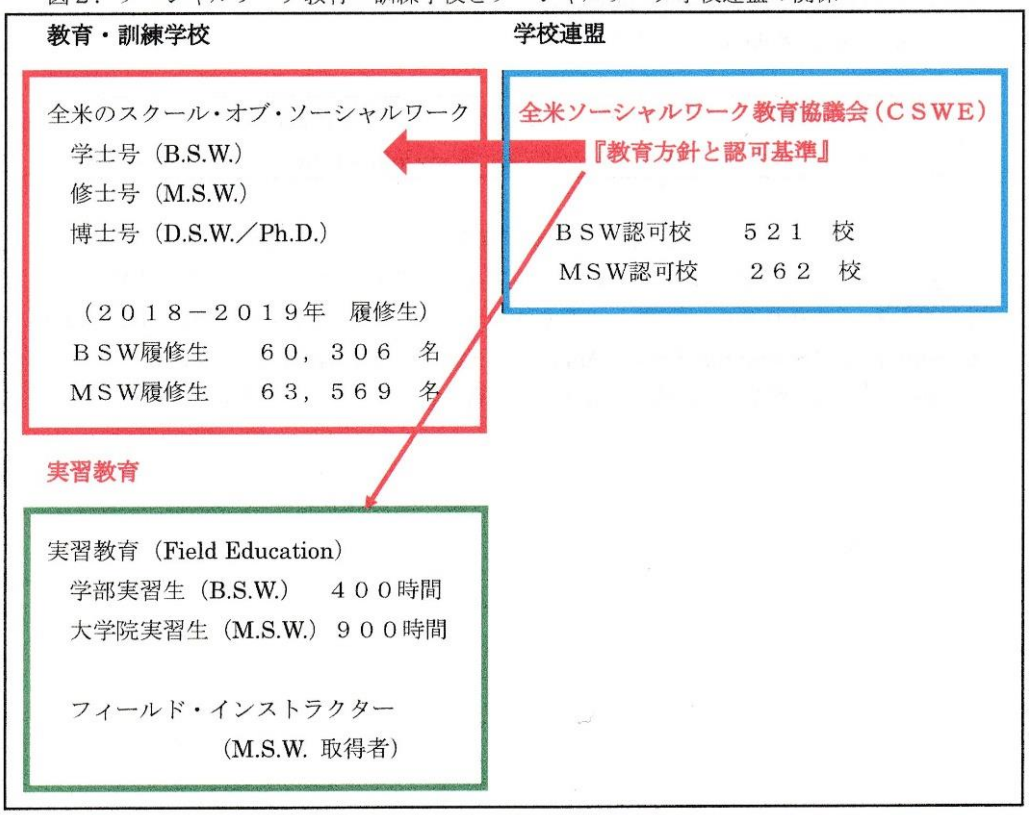
貢献（service）、社会正義（social justice）、人の尊厳（the dignity and worth of the person）、人間関係の重視（the importance of human relationships）、誠実（integrity）、専門力量（competence）、人権（human rights）、そして科学的研究（scientific inquiry）が、ソーシャルワークの核（コア）となる価値である。これらの価値は、中心的カリキュラム（Explicit Curriculum）と補完的カリキュラム（Implicit Curriculum）の基礎であり、すべての人びとを尊重し、社会的・経済的正義を追求する専門職として遂行する責務の基本である。

その中において、どういうように教育していくかというと、アメリカでは、ほとんどが「演習」なんです。教員が出してきた「カリキュラム」、つまり、各教員が独自に作成した「シラバス」にのっとって授業をおこないます。日本では、よく間違いますが、「シラバス」というのは、誰かが決めたものを言うのではなく、ましてや学校の外の公的機関が決めるということはありません。各自の先生方がその教育する内容を独自に作成し、その参考文献とともに学生に先に提示する（hand-out）ものを言うのです。

３）（資料３の説明）「実習教育（Field Practicum）」と「全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers）」

次に、「実習教育」を見てみましょう。学部実習生は 400 時間が最低です。大学院実習生が 900 時間です。重要なのは、この「フィールド・インストラクター」は、必ずM.S.W.を取得し、専門職として２年以上の経験がないといけません。それを人員を担保するのが「専門職団体」です。「全米ソーシャルワーカー協会」において「倫理綱領」があり、「価値」、「倫理原則」等があり、その中に「**コンピテンシー**」があるのです。

図２．ソーシャルワーク教育・訓練学校とソーシャルワーク学校連盟の関係



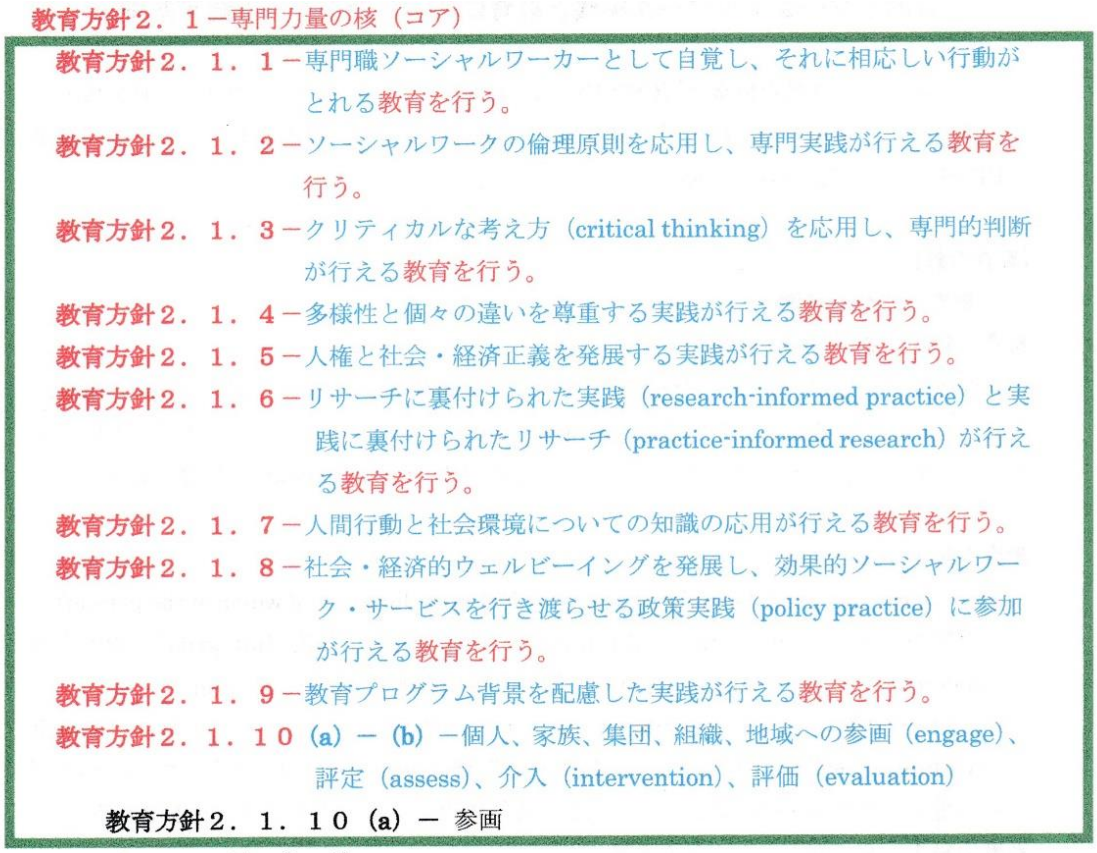
この「コンピテンシー・ベイスド」は、この教育の中においての「原則」と、それから「倫理綱領」の中に決められています。特に「専門職価値、professional values」ですので、「学校連盟」にはこれはありません。「**コンピテンシー**」が、そのひとつです。ただし、「実習教育」の中において、我が国においては、教員も「実習教育」に関わりますが、北米では教師が直接に「実習教育」に関わることはほとんどありません。これは「インストラクター」、「フィールド・インストラクター」のほうに依頼します。その窓口があって、そこで対応してくれます。大学の先生が必ずしもフィールドを持っているとは限らないし、あるいは、「巡回」というのは、アメリカの大学の先生方は行いません。そういう中において、次を見てみましょう。これは「実習」に関してはどうなっているか。「現場（field)」をもつ「専門職団体」が「実習現場（practice field)」と「実習訓練（field practicum)」に関係しているのです。

５．(資料５の説明)「教育方針（Educational Policy)」の中の１０項目の「コンピテンシーの核（Core Competencies)」

「学校連盟」はどういう形でこの「コンピテンシー」を決めているのでしょ

うか。それを決めているのが「教育方針（Educational Policy)」です。最も重要なのは、この「教育方針」です。これが今日話すすべてであると言えるでしょう。「**専門的力量（コンピテンス）**の核（Core Competencies)」というものです。この「教育方針とアクレディテーション」の中の「教育方針2.1」、これが「コア(core)」と言います。

この中で「**コンピテンシー（専門的力量）**の核」として、10項目をあげています。重要なので、以下に一つ一つの説明をします。ここでは意訳が入ってます。



６．（資料５の説明）１０項目の「コンピテンシーの核（Core Competencies)」とは何か？

１）第１項目

「専門職ソーシャルワーカーとして自覚し、それに相応しい行動がとれる教育を行う」と書かれています。「教育を行う」という言葉は、意訳してつけ加えたものです。こういう教育を行い、ソーシャルワーカーとしての「Professional Identity」を身につけるように教育しなさいということが、2.1の1で強調されています。

２）第２項目

2.1の2はソーシャルワークの「倫理原則」を応用し、「専門実践」を行ことを述べています。これは「倫理綱領」をきちんと自分のベースにおきなさい。それを「Fundamental（基盤)」とし、「Principle（原則)」、「Standard（基準)」に置きなさい。そして、実践において、その応用ができるようになる教育を行いなさいということです。

3）第3項目

3番目の2.1の3は、「クリティカル」な考え方を応用し、専門的判断が行える教育を行う。権威づけてしまったものが本当に正しいのだろうかと、いつも批判的に疑わなければならない。現在の制度に関してもです。あるいは実践に関しても。あるいは、「真実」だと考えられていることに関しても、「critical thinking」をもてるように教育するということです。日本語では、他人や体制に対する「批判的な思考」と考えてしまいがちですが、「他人や体制を批判する」のではありません。自分は「Professional Identity」というのを持って実践しているのであろうか、と“自分に対する批判的な態度”をいうのです。つまり、一つの「知識」や一つの「方法」や「技術」を自分で権威づけてはいけないということです。いつも自分に対して、これで良いのだろうか、この「方法」や「技術」でよいのだろうか。自分に対して疑問に思ってみることです。

たとえば、バイスティックの本を権威づけてしまうのではなく、ましてや国家試験の中で、それが正しいとか正しくないといかを問うことがあってはならないでしょう。そういうことを疑っていくことを身につける。そのような教育をしなさいと言っているのです。安易に「マニュアル」を作ってはいけないのです。あるいは、知識を標準化させて、「教科書」と銘打ってはいけないと言っているのです。「マニュアル」を自分の中に身につけて、それが疑いもなく正しいものとして実践すると心配になります。最終的には自分が判断しますが、「プロフェッショナル・コンピテンシー」として判断できるように教育しなさいと言っているのです。

4）第4項目

4番目の2.1の4に「多様性（diversity)」が新しく入りました。そして、今度新しく入った二つの原則として、この「多様性」と「集団的責任」があります。そして、もともとあった「人の尊厳」です。これらを尊重する実践が行える教育を行うということです。

5）第5項目

2.1の5は「人権」と「社会正義」についてです。。その「社会正義」だけではなくて、「経済正義」も意味します。また、「環境正義」ということも含まれるようになってきています。そこで、今はこの「人権」と「社会正義」と「経

済正義」と「環境正義」が行えるように教育をしていくことが求められているのです。

６）第６項目

2.1の6は「リサーチに裏付けられた実践」と「実践に裏付けられたリサーチ」が行える教育をしていくとことが述べられています。

７）第７項目

7番目の2.1の7は、ソーシャルワークにおいて伝統的に言われてきた「環境の中の人（Person in his/her situations)」が重要となります。「個人変革（individual change)」や「サイコセラピー(psychotherapy)」だけでなく、「社会変革（social change)」だけでもない、また、「advocate」だけではない。ミクロ、メゾ、マクロとって言って分けてしまうのではなく、総合的に「環境の中の人　Person-in-situation」という伝統的に教えられてきたものです。人と環境の両方を総合的に捉えられるようになることです。だから、ミクロとメゾとマクロと別々に分けることがあってはならない。それらの総合的な相互作用（イントラクション）がり、それぞれが影響し合っている。そのような教育が行われるようにすることです。

８）８項目・９項目

2.1の8、は「ウェルビーイング」があり、２.１の９は、以上のことを考慮した教育・訓練をおこなうことが明記されています。2.1の10は、個人、家族、地域等に対しての総合的なアセスメント、インターベンション、評価が行える教育を行うということです。

以上、「ソーシャルワーカーの**コンピテンシー**・ベイスドのソーシャルワーク教育・訓練」において、この「**コンピテンス**」意味は、以上の中の「10項目に基づいた教育・訓練」という意味ということです。

最後に一つの例として、アメリカの中で使われきた「コンピテンシー・ベイスド」にもとづいて書かれた学術書を添付しておきます（資料５）。それを簡単に説明して終わりにします。ブレンダ・デュボワの本です。1ページ目に、10項目に関することが、、どこに書いてあるか、何を教えたら良いか、1番最初の3ページ目のところに示してあり、また、各章において、これとこれとこれが内容として書かれていると明記してあります。

資料集

資料１．日本における社会福祉・ソーシャルワーク教育・研究の鳥瞰図（２０１６年６月版）日本社会福祉教育学校連盟

資料２．『社会福祉学習双書』編集委員会、全国社会福祉協議会、２００９年

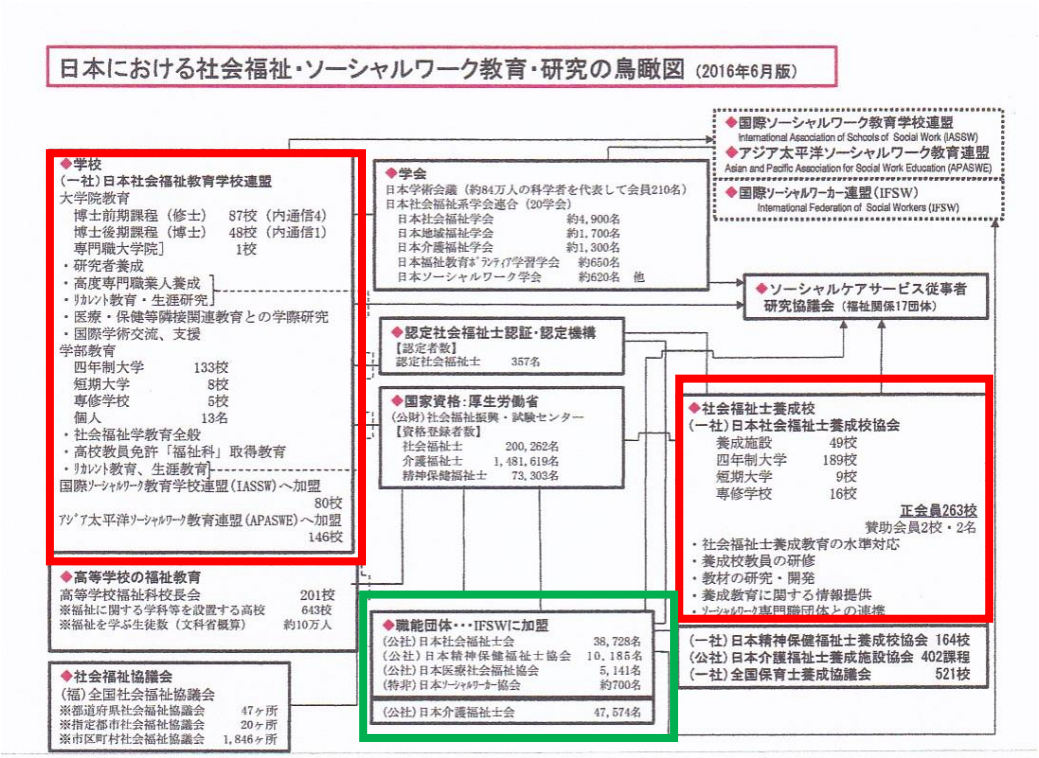
資料３．ソーシャルワーカー専門職養成・教育－アメリカ合衆国ソーシャルワーク学部・大学院教育を中心に－

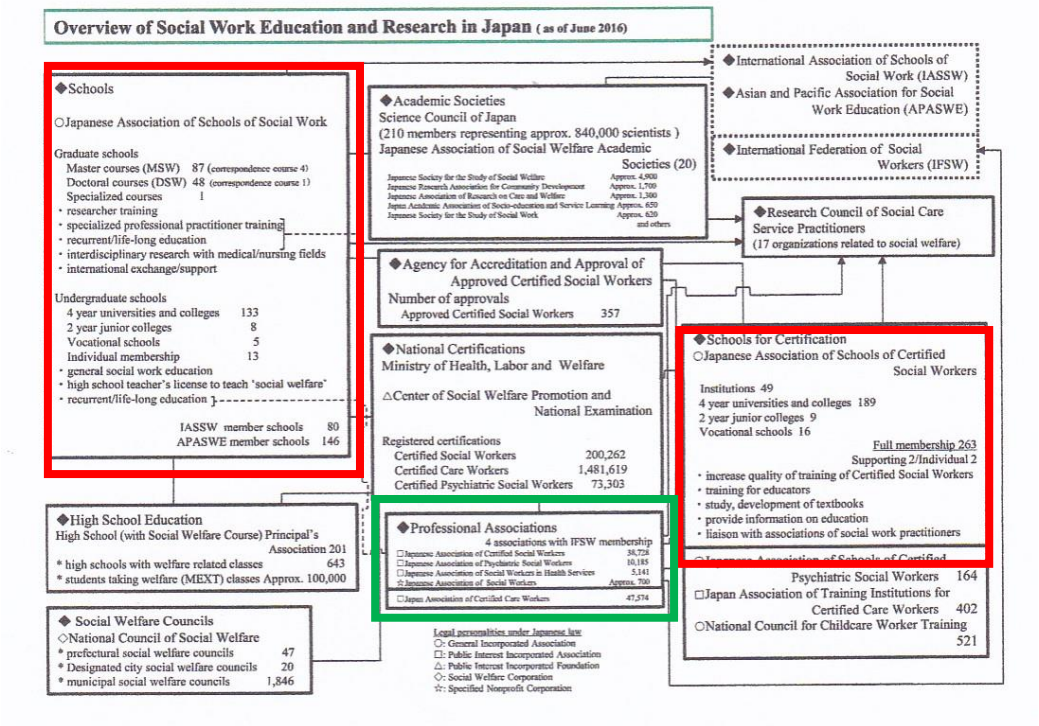
資料４．全米ソーシャルワーク教育学校協議会の「教育方針」と「認可基準」（日本語訳）

資料５．ブレンダ・デュボワ／カーラ・マイリー著『ソーシャルワーク』（監訳者原稿から）

資料６．Educational Policy and Accreditation Standards（一部）

資料１．日本における社会福祉・ソーシャルワーク教育・研究の鳥瞰図（２０１６年６月版）日本社会福祉教育学校連盟





資料２．『社会福祉学習双書』編集委員会、全国社会福祉協議会、２００９年

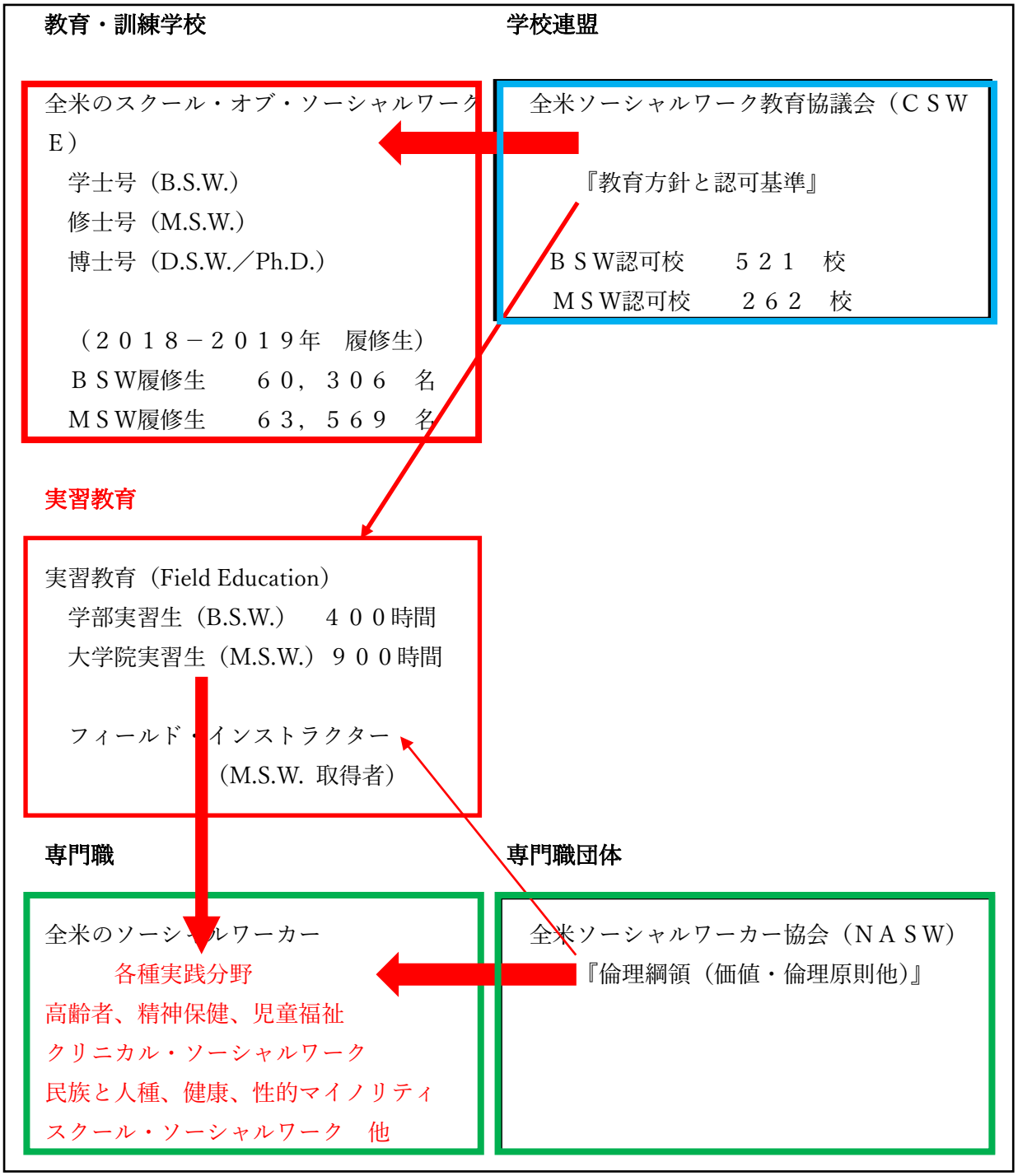


資料３ソーシャルワーカー専門職養成・教育－アメリカ合衆国ソーシャルワーク学部・大学院教育を中心に－

Ⅰ．アメリカ合衆国のソーシャルワーク専門養成・教育体系

アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク専門養成・教育体系（図１.）を示し、大学と大学院におけるソーシャルワーク実習教育について議論する。

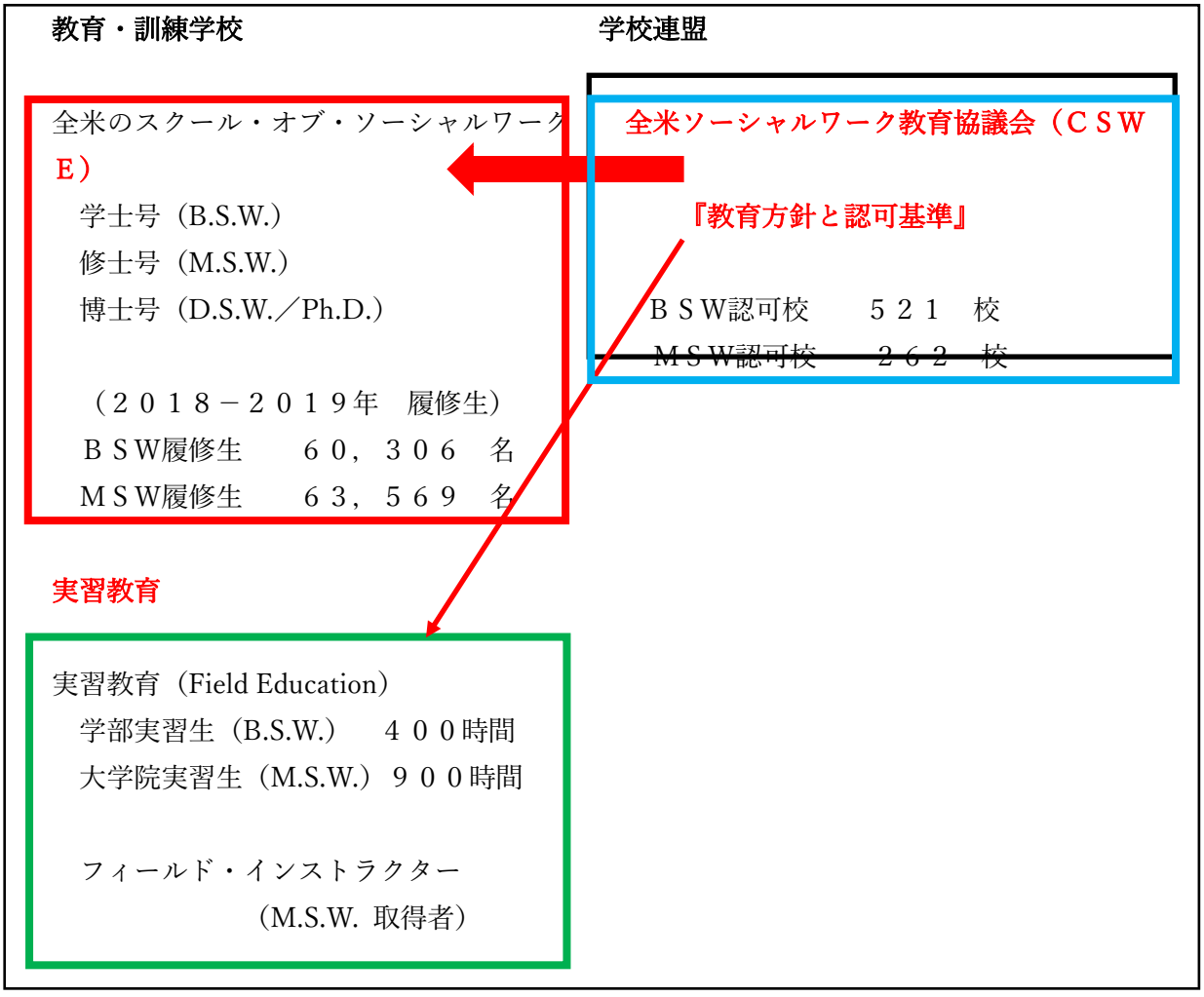
図１．アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク専門養成・教育体系



２．ソーシャルワーク教育学校連盟：全米ソーシャルワーク教育学校協議会（ＣＳＷＥ）

アメリカにおけるソーシャルワークを考える時、ソーシャルワーク専門教育機関である全米ソーシャルワーク教育学校協議会（Council on Social Work Education (CSWE)）を理解することが必要である。ここでは、ソーシャルワーク学校連盟の「教育方針（Educational Policy)」と「認可基準（Accreditation Standards)」を中心に概説する。その関連を図式化したものを図２に示しておく

図２．ソーシャルワーク教育・訓練学校とソーシャルワーク学校連盟の関係



資料４．全米ソーシャルワーク教育学校協議会の「教育方針」と「認可基準」（日本語訳）

１）全米ソーシャルワーク教育学校協議会の設立

全米ソーシャルワーク教育学校協議会は、１９５２年に、ソーシャルワーク専門団体、ソーシャルワーク専門教育施設、社会福祉機関等の協力のもとに、アメリカ合衆国におけるソーシャルワーク教育を正規に認可する唯一の機関（the sole accrediting agency）として設立された。現在、ソーシャルワーク専門教育を行う学部と大学院とともに、２，５００人以上の教育関係者である個人会員から構成されている。２０１８年には、認可された教育プログラム（accredited social work programs）と認可の候補となっている教育プログラム（programs in candidacy）は以下のとおりである。

認可された学部教育プログラム（baccalaureate social work program）	５２１
認可された修士教育プログラム（master's social work program）	２６２

２）ソーシャルワーク「教育方針」と「認可基準」

全米ソーシャルワーク教育学校連盟は、ソーシャルワーク実践、教育、そして教育方針と『認可基準』を、２００８年に承認し、２０１０年に改定した（*Educational Policy and Accreditation of Standards* (EPAS) (Approved in 2008 and revised in 2015)。以下に、その項目を示す。（ただし、その後、２０１５年に新たに改定したものをを添付しておく。）

ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）

教育方針と認可基準（EPAS）

（２００８年承認、２０１０年３月改訂）

目的：ソーシャルワーク実践と教育に関する教育方針と認可基準

ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）は、学部（ソーシャルワーク学士号、B.S.W.）と大学院（ソーシャルワーク修士号、M.S.W.）を認可するため、以下の教育方針と認可基準（EPAS）を用いる。（以下省略）

[教育方針]

１．教育の使命と目標

教育方針１．０－使命と目標

各学校のかかげるソーシャルワーク教育プログラムの使命と目標は、専門性（profession）の修得を目的とすること、専門価値（professional values）（教育方針１．１）を基盤とすることを明記し、その地域の教育プログラム背景（Program Context）（教育方針１．２）を反映したものである。

教育方針１．１－価値

貢献（service）、社会正義（social justice）、人の尊厳（the dignity and worth of the person）、人間関係の重視（the importance of human relationships）、誠実（integrity）、専門力量（competence）、人権（human rights）、そして科学的研究（scientific inquiry）が、ソーシャルワークの核（コア）となる価値である。これらの価値は、中心的カリキュラム（Explicit Curriculum）と補完的カリキュラム（Implicit Curriculum）の基礎であり、すべての人びとを尊重し、社会的・経済的正義を追求する専門職として遂行する責務の基本である。

教育方針１．２－教育プログラム背景

教育プログラム背景とは、教育プログラムが位置するその地域のもつ使命、その場に関連する利点やニーズを意味する。さらに、教育プログラムはそれぞれの地域の歴史、政治、経済、社会、文化、人口構成、そしてグローバルな背景を反映したものである。（以下省略）

２．中心的カリキュラム（Explicit Curriculum）

教育方針２．０－ソーシャルワーク・カリキュラムとソーシャルワーク専門実践

中心的カリキュラムは、公的な教育制度に基づいた教育プログラムであり、そのコースとカリキュラムからなる。ソーシャルワーク教育はリベラル・アーツを基本とし、専門カリキュラムのための基礎となるものであり、その発展を方向づけていくものである。中心的カリキュラムとは、学部レベルと修士の基礎レベルと上級レベルのカリキュラムを計画的に実施していくことで、専門力量を修得するためのものである。学部（B.S.W.）カリキュラムは、専門力量の核（コア）（the core competencies）を修得することをとおして、ジェネラリス・ソーシャルワーク実践（generalist practice）（教育方針Ｂ２．２）のための卒業生を送り出すことである。修士（M.S.W.）カリキュラムは、専門分野を特化した行動と知識を加え、専門力量の核（コア）の修得をとおして、上級・ソーシャルワーク実践（advanced practice）（教育方針Ｍ２．２）のための卒業生を送り出すことである。

教育方針２．１－専門力量の核（コア）

教育方針２．１．１－専門職ソーシャルワーカーとして自覚し、それに相応しい行動がとれる教育を行う。

教育方針２．１．２－ソーシャルワークの倫理原則を応用し、専門実践が行える教育を行う。

教育方針２．１．３－クリティカルな考え方（critical thinking）を応用し、専門的判断が行える教育を行う。

教育方針２．１．４－多様性と個々の違いを尊重する実践が行える教育を行う。

教育方針２．１．５－人権と社会・経済正義を発展する実践が行える教育を行う。

教育方針２．１．６－リサーチに裏付けられた実践（research-informed practice）と実践に裏付けられたリサーチ（practice-informed research）が行える教育を行う。

教育方針２．１．７－人間行動と社会環境についての知識の応用が行える教育を行う。

教育方針２．１．８－社会・経済的ウェルビーイングを発展し、効果的ソーシャルワーク・サービスを行き渡らせる政策実践（policy practice）に参加が行える教育を行う。

教育方針２．１．９－教育プログラム背景を配慮した実践が行える教育を行う。

教育方針２．１．１０（a）－（b）－個人、家族、集団、組織、地域への参画（engage）、評定（assess）、介入（intervention）、評価（evaluation）

教育方針２．１．１０（a）－ 参画

ソーシャルワーカーは、

- 個人、家族、集団、組織、地域への実質的、効果的活動の用意し、
- 共感と対人関係技術の活用し、
- 作業（work）とその結果についての相互確認（mutually agreed-on）を発展させる。

教育方針２．１．１０（b）－ 評定

ソーシャルワーカーは、

・ クライエントの事実（data）を集め、組織化し、解釈し、
・ クライエントの強み（strength）と限られたもの（limitations）を評定し、
・ 目的と目標の相互理解、確認を発展させ、
・ 適切な介入計画（intervention strategies）を選択する。

教育方針２．１．１０（c）－ 介入

ソーシャルワーカーは、

・ 組織的目標を達成する活動を開始し（initiate)、
・ クライエントの能力を高める初動的介入を行い（implement)、
・ 問題をなくしていけるようクライエントを援助し（help)、
・ その進展とその終結へと支援（facilitate）する。

教育方針２．１．１０（d）－ 評価

ソーシャルワーカーは、

・ 改革的（critically）に分析し、記録し、評価する介入を行う。

教育方針Ｂ２．２－ジェネラリスト・ソーシャルワーク実践（Generalist Practice）

（訳注：ここでは、学部レベルのソーシャルワーク教育（ＢＳＷ）を意味する。）

教育方針Ｍ２．２－上級・ソーシャルワーク実践（Advanced Practice）

（訳注：ここでは、大学院修士レベルのソーシャルワーク教育（ＭＳＷ）を意味する。）

教育方針２．３－ソーシャルワーク実習（Field Education）

３．補完的カリキュラム（Implicit Curriculum）

教育方針３．０－補完的カリキュラム：学習環境

教育方針３．１－多様性

教育方針３．２－学生指導

教育方針３．３－教授会

教育方針３．４－運営組織

教育方針３．５－資源

４．教育評価

教育方針４．０－教育評価

（以下省略）

先ず、その「前文」を見ておこう。（ただし、２０１５年に改定された。その新たな『教育方針と認可基準』の項目を、[付録１]として巻末に添付しておく）

①ソーシャルワーク教育方針と認可基準の目的(Purpose: Social Work Practice, Education, and Educational Policy and Accreditation Standards)

全米ソーシャルワーク教育学校連盟の「教育方針と認可基準」の前文において、“その目的”を次のように述べている。

目的：ソーシャルワーク実践、教育、教育方針と認可基準（Purpose: Social Work Practice, Education, and Educational Policy and Accreditation Standards）

ソーシャルワーク専門職の目的は、人間とコミュニティのウェルビーイングを発展させることである。人と環境の構築、グローバルな視点、人間の多様性、科学的研究に基づく知識を指針として、社会的、経済的正義、人権を制限する状況の予防、貧困の根絶、そしてすべての人間のクオリティ・オブ・ライフを高めることで、ソーシャルワークの目的は実現される。

The purpose of the social work profession is to promote human and community well-being. Guided by a person and environment construct, a global perspective, respect for human diversity, and knowledge based on scientific inquiry, social work's purpose is actualized through its quest for social and economic justice, the prevention of conditions that limit human rights, the elimination of poverty, and the enhancement of the quality of life for all persons.

ここで強調されていることは、ソーシャルワーク教育の目的が「ソーシャルワーク専門職（social work profession）」を“専門的に教育・養成すること”であることを明記していることである。その専門教育によって形成されるソーシャルワーク専門職は、どのような専門職であるかを、つづいて説明している。「人間とコミュニティのウェルビーイングを発展させる」専門職であるということである。そして、その指針とすることは、人と環境の相互関連とその構築、グローバルな視点、人間の多様性、科学的研究に基づく知識、社会的、経済的正義、人権、貧困の根絶、クオリティ・オブ・ライフであることを指摘している。つづいて、ソーシャルワーク教育者は、“どうあるべきか”について述べている。

②ソーシャルワーク教育者とソーシャルワーク教育

前文の中で、ソーシャルワーク教育者（Social work educator）とソーシャルワーク教育（social work education）について、以下のように述べている。

ソーシャルワーク教育者は、講義、研究、そして実践をとしてその専門性を伝えるものである。ソーシャルワーク教育は、学部、修士課程において、専門の学界の中で、力量ある専門職の教育、世代を通して蓄積されてきた知識、指導的役割をとおして、将来の専門性を形成していくことである。

Social work educators serve the profession through their teaching, scholarship, and service. Social work education - at the baccalaureate, master's levels – shapes the profession's future

through the education of competent professionals, the generation of knowledge, and the exercise of leadership within the professional community.

③全米ソーシャルワーク教育学校協議会

全米ソーシャルワーク教育学校協議会（The Council on Social Work Education (CSWE)）について、以下のように述べている。

ソーシャルワーク教育学校連盟（ＣＳＷＥ）は、学部と修士課程のソーシャルワーク教育プログラムを認可するために、「教育方針と認可基準（ＥＰＡＳ）」を用いる。ＥＰＡＳは、専門的力量を高めるための方向付けをすることによって、学究的優秀さを保持していくことである。その『基準』と異なることをすすめるようなある程度の柔軟性をもって、教育プログラム全体の『基準』との同一化をもとめていくバランスある要求により、伝統的、あるいは新たに発展しているカリキュラムを承認していくことである。

The Council on Social Work Education (CSWE) uses the Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS) to accredit baccalaureate- and master's-level social work programs. EPAS supports academic excellence by establishing thresholds for professional competence. It permits programs to use traditional and emerging models of curriculum design by balancing requirements that promote comparability across programs with a level of flexibility that encourages programs to differentiate.

ここで重要な点は、全米ソーシャルワーク教育学校連盟は、各大学のソーシャルワーク教育プログラムの認可のために、『基準』を遵守するが、その教育機関の伝統的カリキュラムとともに発展しているカリキュラムをも用い、柔軟に対応して行くことと、その違いがある程度あっても、そのことをむしろ推奨していくことを明記していることである。各教育機関の自主性を尊重したものになっている。

④「教育方針」と「認可基準」

２０１２年の「前文」において、「教育方針と認可基準」(Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS)）を次のように要約している。

EPSW は、統合化されたカリキュラム計画の４つの形態を述べている：（１）教育プログラムの使命と目標、（２）教育内容、（３）教育環境、（４）評価。教育方針と認可基準は概念的に関連している。教育方針は、それぞれのカリキュラム形態を述べている。認可基準は、（イタリック文字で）教育方針に則ったものであり、学部（B）と修士課程（M）における認可されるソーシャルワーク教育プログラム開発し、継続するために適応される要件を明示している。

EPAS describe four features of an integrated curriculum design: (1) program mission and goals; (2) explicit curriculum; (3) implicit curriculum; and (4) assessment. The Educational Policy and Accreditation Standards are conceptually linked. Educational Policy describes each curriculum feature. Accreditation Standards (*in italics*) are derived from the Educational Policy and specify the requirements used to develop and maintain an accredited social work program at the baccalaureate (B) or master's (M) level.

④ソーシャルワーク実習教育

ここでのテーマである「実習教育」に関する項目との関連を見るために、２０１５年に修正された『教育方針と認可基準』を付録１として巻末に添付し、「実習教育」に関する項目は赤字として示しておく。そして、「教育実習」に関する英文からの邦訳を、以下に示しておく。

Accreditation Standard 2.2 – Field Education

アクレディテーション基準２．２－フィールド・エデュケーション（実習教育）

1. 実習において理論と実践を関連させることを重視する。
2. 個人、家族、集団、地域に対するジェネラリスト・プラクティスとしてのコンピテンシー（専門的力量）を修得する。
3. 特殊な分野に対するジェネラリスト・プラクティスとしてのコンピテンシーを修得する。
4. クライエントとその区域と直接にかかわることで、ソーシャルワーク・コンピテンシーを修得する。
5. 実習時間は、学部は最低４００時間、修士は最低９００時間とする。
6. 一般実践分野と特殊実践分野の実習プログラムを履修する基準を明記する。
7. 実習分野を選定するための方針、基準、過程の明確化と、実習生の配属と指導、学生の安全の支援、そして、学生の学習成果と実習効果の評価方法を明記する。
8. 実習中における、実習先との連絡の絡方法、学習成果と実習効果の記録方法、実習先への巡回方法等を明記する。
9. フィールド・インストラクターとして必要な資格証明書と実践経歴を明記する。
10. 学部コースのフィールド・インストラクターは、全米ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）のアクレディテーションを満たすソーシャルワーク学士またソーシャルワーク修士の学位を取得、卒業後２年間のソーシャルワーク・プラクティスの経歴を有するものとする。もし、フィールド・インストラクターが、その所定の学位、あるいは経歴を有していない場合、その補完的基準を明記する。
11. 修士コースのフィールド・インストラクターは、全米ソーシャルワーク教育協議会（CSWE）のアクレディテーションを満たすソーシャルワーク修士の学位を取得、修士卒業後２年間のソーシャルワーク・プラクティスの経歴を有するものとする。もし、フィールド・インストラクターが、その所定の学位、あるいは経歴を有していない場合、

その補完的基準を明記する。

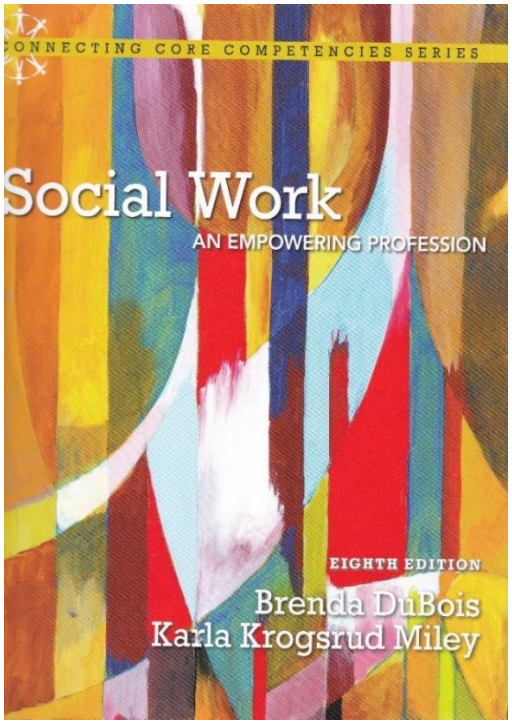
12. オリエンテーション、実習訓練指導、継続的実習生配属先との連絡、そして、フィールド・インストラクターを明記する。
13. 学生の配属先組織においても、実習生配属に関する方針が作成されている。
14. 実習生の役割、課題、実習教育スーパービジョンは、正規雇用の学生のものと、同じものであってはならない。

Ⅱ．まとめ

アメリカ合衆国の「ソーシャルワーク専門職養成・教育における特徴を、以下にまとめることができる。

１．ソーシャルワーク専門養成・教育は、スクール・オブ・ソーシャルワーク（学部・大学院）が行い、所定のクラスと実習の単位を取得した学生に、ソーシャルワーク学位（ＢＳＷ)、あるいはソーシャルワーク修士（ＭＳＷ）を授与する。
２．ソーシャルワーク専門養成・教育校として、全米ソーシャルワーク学校連盟（全米ソーシャルワーク教育協議会（ＣＳＷＥ））が、『教育方針と認可基準』に則り審査し認可する。
３．ソーシャルワーク実習教育は、一般的に全米ソーシャルワーカー協会（ＮＡＳＷ）が認定したインストラクター（ＭＳＷ取得者）の指導の下に、ソーシャルワーカーの実践分野（国内・国外・公的・私的機関）において、学部は最低４００時間、修士は最低９００時間の実習を行い、その単位を取得する。

資料５　ブレンダ・デュボワ／カーラ・マイリー著『ソーシャルワーク』（監訳者原稿から）





ブレンダ・デュボワ／カーラ・マイリー著『ソーシャルワーク』（監訳者原稿から）

「ソーシャルワーク教育協議会のコア・コンピテンシー」は、２００８年に承認され、２０１０年３月に改訂されたソーシャルワーク教育協議会（CSWE）の『教育方針と認可基準（Educational Policy and Accreditation Standards（EPAS)』の中の「教育方針２．１－コア・コンピテンシー（Educational Policy 2.1 — Core Competences)」に明記してある１０項目（教育方針２．１．１～２．１．１０）の「the core competencies（コア・コンピテンシー／専門的力量の核（コア))」を意味している

（表　）１０項目のコア・コンピテンシー（専門的力量の核（コア))

教育方針２．１．１－専門職ソーシャルワーカーとして自覚し、それに相応しい行動がとれる。(Identify as a professional social worker and conduct oneself accordingly.)

教育方針２．１．２－ソーシャルワークの倫理原則を応用し、専門実践を行う。(Apply social work ethical principles to guide professional practice.)

教育方針２．１．３－クリチカルな考え方を応用し、専門的判断が行える。(Apply critical thinking to inform and communicate professional judgments.)

教育方針２．１．４－多様性と個々の違いを尊重する実践が行える。(Engage diversity and difference in practice.)

教育方針２．１．５－人権と社会・経済正義を発展する実践が行える。(Advance human rights and social justice and economic justice.)

教育方針２．１．６－リサーチに裏付けられた実践と実践に裏付けられたリサーチが行える。(Engage in research-informed practice and practice-informed research.)

教育方針２．１．７－人間行動と社会環境についての知識の応用が行える。(Apply knowledge human behavior and the social environment.)

教育方針２．１．８－社会・経済的ウェルビーイングを発展し、効果的ソーシャルワーク・サービスを行き渡らせる政策実践に参加が行える。（Engage in policy practice to advance social and economic well-being and to deliver effective social work services.）

教育方針２．１．９－教育プログラム背景を配慮した実践が行える。（Respond to contexts that shape practice.）

教育方針２．１．１０（a）－（b）－個人、家族、集団、組織、地域への参画、評定、介入、評価する。（Engage, assess, intervene and evaluate with individuals, families, groups, organizations, and communities.）

本書は、この「教育方針２．１－コア・コンピテンシー（Educational Policy 2.1 ― Core Competences)」に明記してある１０項目（教育方針２．１．１～２．１．１０）の「the core competencies（コア・コンピテンシー／専門的力量の核（コア））」に則って、書かれている。先述したように、原書の表紙の裏面に、本書を通して修得する目的が書かれ、次の３ページにわたって「１０項目 the core competencies（コア・コンピテンシー／専門的力量の核（コア））」の全リストと、その細目が記載されている。その各細目には、それに関する内容が、原書の“何章、何節”に書かれているか、明記されている。そこで、読者は、「１０項目のコア・コンピテンシー」について、本書の“何処に”、“何が”書かれているか、予め分かるようになっている。そのことに加え、すべての章のはじめのページには、「１０項目コア・コンピテンシー」の項目だけの小さな表が掲げられ、各章において、「１０項目のコア・コンピテンシー」に関する、どの項目が関連しているか、その細目に“×印”がしてあり、各章ごとに予めわかるようにもなっている。

ソーシャルワーク・プラクティスの専門教育・訓練の発展

ソーシャルワークは、２０世紀の初頭、膨大な移民が主にヨーロッパ各地からアメリカ合衆国に押し寄せて、北米の各地で貧困問題、社会問題が多発したその時代の慈善組織とその活動の中から、専門職として誕生してきたと考えられる。その専門職は、ソーシャルワーク・プラクティスとして、専門サービスを担うようになった。そこで、専門訓練・教育の進展と、その教育機関の整備が行われていった。専門知識、専門技術が体系化され、専門価値の確認がなされてきた。専門職団体の発展とともに、全米ソーシャルワーカー協会（ＮＡＳＷ）による「ソーシャルワーク倫理綱領」が確立してきた。教育に関しては、全米ソーシャルワーク教育協議会（ＣＳＷＥ）による、ソーシャルワーク専門教育に関する「教育方針と認可基準」が設定され、教育体系の基準が認識されるようになってきた。国際レベルにおいては、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social

Workers（IFSW)）と国際ソーシャルワーク学校連盟（International Association of Schools of Social Work（IASSW)）がある。２００１年に、『ソーシャルワークの定義』が両団体により承認され、２０１４年に『ソーシャルワークのグローバル定義』が採択された。また、IASSW と IASSW によって、『ソーシャルワーク教育・養成に関するグローバル・スタンダード（Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession)』と、その中で「コア・カリキュラムに関する基準」を明記し、２００４年の総会で採択された。

前述した全米ソーシャルワーカー協会（ＮＡＳＷ）による「ソーシャルワーク倫理綱領」の中の専門価値のひとつに「コンピテンス（Competence)」が掲げられている。この“Competence”は「専門的力量」と邦訳されている。我が国のソーシャルワーカーの『倫理綱領』の中にも専門価値（Professional Values）の一つに挙げれている。全米ソーシャルワーカー協会と我が国の『倫理綱領（Code of Ethics)』の専門価値（Professional Values）を表１．に示しておこう。我が国のソーシャルワーカーの専門価値は、１）人間の尊厳（Human Dignity)、２）社会正義（Social Justice)、３）貢献（サービス、Service)、４）誠実（インテグリティ、Integrity)、５）専門的力量（コンピテンス、Competence）である。その「専門的力量（コンピテンス)」における倫理原則（Ethical Principle）として、「ソーシャルワーカーは、専門的力量（コンピテンス）を発揮し、その専門性を高める」と明記されている。全米ソーシャルアーカー協会の専門価値は、我が国の５つの価値と同じものであるが、「人間関係の重視（Importance of Human Relationships)」という価値の６つからなる。

表１．ソーシャルワーカーの倫理綱領の中の専門価値

全米ソーシャルワーカー協会（N.A.S.W.）	我が国
１．人間の尊厳と価値（Dignity and Worth of the Person）	人間の尊厳（Human Dignity）
２．社会正義（Social Justice）	社会正義（Social Justice）
３．貢献（Service）	貢献（Service）
４．誠実（Integrity）	誠実（Integrity）
５．専門的力量（Competence）	専門的力量
（Competence）	
６．人間関係の重視（Importance of Human Relationships）	—

表に見るように、全米ソーシャルワーカー協会の６つの「専門価値（Values)」の中の一つとして「専門的力量（コンピテンス、Competence)」がある。その「価値」の説明として「倫理原則（Ethical Principle)」が、それぞれの６つの価値の下に書かれている。全米ソーシャルワーカー協会の倫理原則には、「専門的力量（コンピテンス、Competence)」

の説明として、「ソーシャルワーカーは、ソーシャルワーク領域におけるプラクティスを行い、専門職として専門性（professional expertise）を発展させ強化していく」と述べられている。

ソーシャルワーク・プラクティスの教育・訓練に関しては、教育方針とアクレディテーションが、全米ソーシャルワーク教育協議会（Council of Social Work Education）によって提出され、２００８年に承認され、２０１０年３月に改訂された『教育方針と認可基準（Educational Policy and Accreditation Standards（EPAS)』は、ソーシャルワーク・プラクティスの専門教育・訓練に関する基準として整備されてきた。その目的は、全米ソーシャルワーク教育審議会（Council on Social Work Education（CSWE））がまとめたソーシャルワーク専門教育における「教育方針と認可基準」（Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS)）の教育方針２．０に記されている。

教育方針２．０：中心的カリキュラムとは、学部レベルと修士の基礎レベルと上級レベルのカリキュラムを計画的に実施していくことで、コンピテンス（専門的力量）（competence）を修得するためのものである。学部（B.S.W.）カリキュラムは、コア・コンピテンシー（専門的力量の核（コア））（the core competencies）を修得することをとおして、ジェネラリス・ソーシャルワーク・プラクティス（generalist practice）（教育方針Ｂ２．２）のための卒業生を送り出すことである。修士（M.S.W.）カリキュラムは、専門分野を特化した行動と知識を加え、コア・コンピテンシーの修得をとおして、上級・ソーシャルワーク・プラクティス（advanced practice）（教育方針Ｍ２．２）のための卒業生を送り出すことである。

翻訳するにあたっての方針

本書の翻訳と編集をすすめるにあたって、最初に一つの方針が立てられた。英語の専門用語（technical terms）については、そのことばに対応する日本語の専門用語が定着していない場合、たとえば“social work”を、一つの専門語としての日本語（漢字）に対応することがむつかしいとして、そのまま「ソーシャルワーク」としたように、カタカナ表記を用いることにした。その理由として、従来、英語の“social work”は、「社会事業」、あるいは、資格取得に必要な科目名称としての「社会福祉援助技術」や「相談援助」という漢字と関連づけられてきた。一旦、日本語に“翻訳”されると、その“漢字”と、その漢字本来の意味が一人歩きを始めることがある。たとえば、「社会福祉援助技術」は、“「社会福祉（social welfare)」の「援助（help）／支援（care/support)」の「技術（skills/techniques)」である”と理解されることもあった。その結果、本来の“social work”は、一つの“専門性（profession）”、一つの“専門職（professional）”、つまり、“一つの専門性をもった一つの専門職アイデンティティである”（本書では、そのことを“competence”、「コンピテンス」という英語が使用されている。本書では、カタカナ表記

としてあるが、ちなみに、日本語では「専門的力量」と邦訳されている）ということを意味しているが、その外国語が、その地で指示している“意味”や“内容”とかけはなれたものになることもある。他方、“casework”、“caseworker”のように、英語の発音をそのままカタカナにして、「ケースワーク」、「ケースワーカー」とカタカナ表記されたこともある。将来、外国語の専門用語が、それに対応した日本語の専門用語として定着するまでは、本書においてはカタカナ表記をするという方針にならった。

資料６．Educational Policy and Accreditation Standards（一部）

Copyright 2008, Council on Social Work Education, Inc. All rights reserved.
Revised March 27, 2010

Council on Social Work Education

Educational Policy and Accreditation Standards

Purpose: Social Work Practice, Education, and Educational Policy and Accreditation Standards

The Council on Social Work Education (CSWE) use the Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS) to accredit baccalaureate – and master's-level social work programs.

[Educational Policy]

1. Program Mission and Goals

Educational Policy 1.0 – Program Mission and Goals

The mission and goals of each social work program address the profession's purpose, are grounded in core professional values (EP 1.1), and are informed by context (EP 1.2).

Educational Policy 1.1 – Values

Service, social justice, the dignity and worth of the person, the importance of human relationships, integrity, competence, human rights, and scientific inquiry are among the core values of social work. These values underpin the explicit and implicit curriculum and frame the profession's commitment to respect for all people and the quest for social and economic justice.

Educational Policy 1.2 – Program Context

Context encompasses the mission of the institution in which the program is located and the needs and opportunities associated with the setting. Programs are further influenced by their historical, political, economic, social, cultural, demographic, and global contexts and by the ways they elect to engage these factors. Additional factors include new knowledge, technology, and ideas that may have a bearing on contemporary and future social work education and practice.

2. Explicit Curriculum

Educational Policy 2.0 – The Social Work Curriculum and Professional Practice

The explicit curriculum constitutes the program's formal educational structure and includes the courses and the curriculum. Social work education is grounded in the liberal arts, which provide the intellectual basis for the professional curriculum and inform its design. The explicit curriculum achieves the program's competencies through an intentional design that includes the foundation offered at the baccalaureate and master's levels and the advanced curriculum offered at the master's level. The BSW curriculum prepares its graduates for generalist practice through mastery of the core competencies. The MSW curriculum prepares its graduates for advanced practice through mastery of the core competencies augmented by knowledge and practice behaviors specific to a concentration.

Educational Policy 2.1 – Core Competencies

Competency-based education is an outcome performance approach to curriculum design. Competencies are measureable practice behaviors that are comprised of knowledge, values and skills. The goal of the outcome approach is to demonstrate the integration and application of the competencies in practice with individuals, families, groups, organizations, and communities. The ten core competencies are listed below [EP 2.1.1 – EP 2.1.10(d)], followed by a description of characteristic knowledge, values, skills, and the resulting practice behaviors that may be used to operationalize the curriculum and assessment methods. Programs may add competencies consistent with their missions and goals.

Educational Policy 2.1.1 – Identify as professional social worker and conduct oneself accordingly.

Educational Policy 2.1.2 – Apply social work ethical principles to guide professional Practice.

Educational Policy 2.1.3 – Apply critical thinking to inform and communicate professional judgments.

Educational Policy 2.1.4 – Engage diversity and difference in practice.

Educational Policy 2.1.5 – Advance human rights and social and economic justice.

Educational Policy 2.1.6 – Engage in research-informed practice and practice-informed research.

Educational Policy 2.1.7 – Apply knowledge of human behavior and the social environment.

Educational Policy 2.1.8 – Engage in policy practice to advance social and economic well-being and to deliver effective social work services.

Educational Policy 2.1.9 – Respond to contexts that shape practice.

Educational Policy 2.1.10(a)-(d) – Engage, assess, intervene, and evaluate with individuals, families, groups, organizations, and communities.

Educational Policy 2.1.10(a) – Engagement

Social workers

- substantively and affectively prepare for action with individuals, families, groups, organizations, and communities;
- use empathy and other interpersonal skills; and
- develop a mutually agreed-on focus of work and desired outcomes.

Educational Policy 2.1.10(b) – Assessment

Social workers

- collect, organize, and interpret client data;
- assess client strengths and limitations;
- develop mutually agreed-on interpretation goals and objectives; and
- select appropriate intervention strategies.

Educational Policy 2.1.10(c) - Intervention

Social workers

- initiate actions to achieve organizational goals;
- implement prevention interventions that enhance client capacities;
- help clients resolve problems;
- negotiate, mediate, and advocate for clients; and
- facilitate transitions and endings.

Educational Policy 2.1.10(d) – Evaluation

Social workers critically analyze, monitor, and evaluate interventions.

Educational Policy B2.2 – Generalist Practice

Generalist practice is grounded the in the liberal arts and the person and environment construct. To promote human and social well-being, generalist practitioners use a range of prevention and intervention methods in their practice with individuals, families, groups, organizations, and communities. The generalist practitioner identifies with the social work profession and applies ethical principles and critical thinking in practice. Generalist practitioners incorporate diversity in their practice and advocate for human rights and social and economic justice. They recognize, support, and build on the strengths and resiliency of all human beings. They engage in research-informed practice and are proactive in responding to the impact of context on professional practice. BSW practice incorporates all of the core competencies.

Educational Policy M2.2 – Advanced Practice

Educational Policy 2.3 – Signature Pedagogy: Field Education

3. Implicit Curriculum

Educational Policy 3.0 – Implicit Curriculum: The Learning Environment

The implicit curriculum refers to the educational environment in which the explicit curriculum is presented. It is composed of the following elements: the program's commitment to diversity; admissions policies and procedures; advisement, retention, and termination policies; student participation in governance; faculty; administrative structure; and resources. The implicit curriculum is manifested through policies that are fair and transparent in substance and implementation, the qualifications of the faculty, and the adequacy of resources. The culture of human interchange; the spirit of inquiry; the support for difference and diversity; and the values and priorities in the educational environment, including the field setting, inform the student's learning and development. The implicit curriculum is as important as the explicit curriculum in shaping the professional character and competence of the program's graduates. Heightened awareness of the importance of the implicit curriculum promotes an educational culture that is congruent with the values of the profession.

Educational Policy 3.1 – Diversity

Educational Policy 3.2 – Student Development

Educational Policy 3.3 – Faculty

Educational Policy 3.4 – Administrative Structure

Educational Policy 3.5 – Resource

4. Assessment

Educational Policy 4.0 – Assessment

[Accreditation Standard]

1. A Program Mission and Goals

Accreditation Standard 1.0 – Mission and Goals

2. Explicit Curriculum

Accreditation Standard B2.0 – Curriculum

Accreditation Standard M2.0 – Curriculum

Accreditation Standard 2.1 – Field Education

Accreditation Standard 3.1 – Diversity

3. Implicit Curriculum

Accreditation Standard 3.2	– Student Development: Admissions; Advisement, Retention, and Termination; and Student Participation
Accreditation Standard 3.3	– Faculty
Accreditation Standard 3.4	– Administrative Structure
Accreditation Standard 3.5	– Resources

4. Assessment

Accreditation Standard 4.0	– Assessment